

## 教育・保育施設の利用定員の変更について

### 1 変更の概要

みつばち保育園～Sunshine～の認可化に伴い、みつばち保育園～Flower～をみつばち保育園～Sunshine～の分園とするための定員変更を行います。

### 2 変更日

令和5年9月1日

### 3 施設種別

教育・保育施設の認可保育所に該当

### 4 利用定員の考え方

#### (1) 設定方法

利用定員の設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行います。

利用定員の設定にあたっては、施設・事業者の意向を考慮しながら、当該施設の設置地域における保育ニーズの状況や今後の見込みなどを踏まえて行います。

利用定員は認可定員に一致させることが基本ですが、恒常的に利用児童が少ない場合は、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し設定することが必要とされています。

子ども・子育て支援法において、利用定員の設定にあたっては、審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、本市では子ども・子育て会議で意見を聴取しています。

#### (2) 設定区分

1号、2号、3号の認定区分ごとに利用定員を定めます。ただし、3号については、0歳児と1～2歳児に区分して定めるものとしています（川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）。

#### (3) 利用定員の範囲

保育所 20人以上

## 教育・保育施設の利用定員の変更について

No	区名	施設種別	施設の名称	設置の場所 (施設の住所)	設置者の名称	利用定員 変更予定 年月日	認可 定員	変更前の利用定員数					変更後の利用定員数					差し引き(変更後-変更前)					備考
								1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	1号 利用 定員	2号 利用 定員	3号 (0歳) 利用 定員	3号 (1-2歳) 利用 定員	計	
1	高津区	保育所	みつばち保育園～ Flower～	久本3-1-14	(株)De-story	R5.9.1	30	0	18	0	12	30	0	0	0	24	24	0	▲18	0	12	▲6	みつばち保育園～Sunshine ～(認可化園)の分園化